



よくあるお問い合わせ

(令和6年2月20日更新)

Q1 愛川町に住んでいて、本籍地は他市区町村にあります。愛川町で戸籍謄本を取得できますか？

A1 本人、直系尊属(父、母、祖父、祖母等)、直系卑属(子、孫、ひ孫等)、婚姻中の配偶者であれば取得できます。顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカードや免許証等)をご持参のうえ、ご来庁ください。

Q2 戸籍抄本と戸籍の附票が必要ですが他市区町村に本籍があります。取得できますか？

A2 戸籍抄本と戸籍の附票は広域交付の対象ではないため、本籍地の市区町村にご請求ください。その他、不在籍証明書、独身証明書、身分証明書も広域交付の対象ではないため、本籍地の市区町村にご請求ください。

Q3 姉が婚姻後、愛川町外に本籍を置いていますが、戸籍謄本の取得を頼まれました。私が姉の委任状を持参し、愛川町で姉の戸籍謄本を取得できますか？

A3 広域交付の対象戸籍については、委任状での代理請求はできません。

Q4 私の戸籍は「改正不適合戸籍」という、電算化されていない戸籍です。本籍は愛川町外にありますが、愛川町の窓口で戸籍謄本を取得できますか？

A4 戸籍がコンピュータ化されていない方は、広域交付を受けることができません。

ご不明な点がございましたら

お問い合わせください！

